

生駒市

地域ビジネス創出・成長支援事業 運営業務委託仕様書

第 1 編 IKOMA LOCAL BUSINESS HUB(ILBH)運営業務

第 2 編 生駒市創業者フォローアップ事業(FOREST)運営業務

令和 8 年(2026 年)

生駒市

総則

1. 本仕様書の構成

本仕様書は、生駒市が推進する地域ビジネスの創出から成長までを一貫して支援する「地域ビジネス創出・成長支援事業」の運営業務について定めるものである。本事業は以下の2つの業務から構成される。両事業を一つの仕様書のもとで一体的に運営し、効率化と相乗効果を図るものである。

第1編:IKOMA LOCAL BUSINESS HUB(以下「ILBH」という。)運営業務

第2編:生駒市創業者フォローアップ事業(以下「FOREST」という。)運営業務

2. 共通用語定義

本仕様書において、ILBHとFORESTに共通して用いる主な用語の定義は以下の通りとする。各編固有の用語は、それぞれの編において別途定義する。

用語	定義
事業(者)	市内における営利を目的とした事業。(また、その事業を行う者)
創業(者)	市内で創業、第二創業(既存事業者が新たな事業分野に進出すること)、副業等の事業を起こすこと。(または、事業を起こす者。)
受託者	本業務の提案を行い、本市と委託契約を締結して運営を担う者。
しなやかな進め方	自ら影響を及ぼせる範囲に集中し、自身の経験や人脈などの既存資源を起点とし、あらかじめ自身がリスクを許容できる範囲(金銭、時間、労力など)で試行を重ね、仲間と協力し、予期せぬ事態を活かして道を切り拓く実践的な行動様式。
資源	生駒市内で価値を生み出すために利用できるもの、または利用する可能性をもつもの。空き店舗や工場の空きスペース、人的資源、ノウハウや地域の自然・歴史・文化等を含む。
たくましさ	地域の資源を活用し、自立して事業を継続する力。
ワークショップ	対話やグループワークを通して創業者の事業発展やスキルアップにつながる学びや気づきを得てもらうことを目的とする会。
伴走支援	支援対象者の課題に対し、伴走支援者が継続的に寄り添い、解決策提案、実行支援、精神的サポートまでの一貫した支援。
支援対象者	伴走支援者による伴走支援を受ける者。
伴走支援者	支援対象者に対し適切に指導・助言できる知識・経験を持つ者。
専門家	経営、法律、税務、労務、知的財産、財務・金融、広報・デザイン、IT・デジタル技術、マーケティングその他の特定の分野において専門的な知識、技術又は経験を有する者
支援者	創業者や事業者を支援する意欲があり、能力や経験、知識がある者。伴走

用語	定義
	支援者の候補となる者。
交流会	創業者同士の交流および人脈形成を促進することを目的とした会。

3. 事業の全体像と位置づけ

本市は、地域ビジネスの創出から成長、そして地域課題の解決に至るまでを段階的に支援する体制を構築している。本事業は、その創出段階として創業者、事業者、支援者の発掘と育成を担うものである。

【創出段階】

(1)ILBH:創業者、事業者、支援者の発掘と育成

市内の新たな才能と、それを支えるネットワークを構築する。多様な背景を持つ参加者に対し、「しなやかな進め方」の習得を支援し、市内に根付く事業者を継続的に生み出す。

(2)FOREST:概ね設立 10 年未満の事業者支援(創業者フォローアップ)

創業初期の不安定な時期を脱し、事業を軌道に乗せるためのサポートを提供する。創業者が直面する多岐にわたる課題に対し、専門家による伴走支援を実施する。

参考情報【発展段階】

※発展段階の事業自体は別事業のため提案範囲外であるが、本事業の提案にあたり以下を参照すること。

本市では、創出段階の次の発展段階と位置づけ、地域の課題解決を担う人材の活躍促進や、企業と人材をつなぐ仕組みづくりといった IKOMA FOSTER LINK という名称の施策を令和 7 年度から別途実施している。創出段階の成果が発展段階へと繋がっていくことは、事業の継続性の観点から好ましい。そのため、発展段階を見据えた内容が本事業の提案に盛り込まれることは有用である。

4. 事業間の連携と共通業務

ILBH と FOREST はそれぞれ独立した目的と対象者を持つ業務である。ILBH は新たに創業を志す者等を対象とし、FOREST は過去の創業塾修了者や ILBH 受講者等、概ね設立 10 年未満の創業者を対象とする。ILBH の受講者であっても、FOREST の支援対象者の要件を満たす場合は、FOREST の支援を受けることができる。

両事業を一体的に運営することにより、広報・支援体制・資源活用・伴走支援等の面で効率化と相乗効果を図ることができる。受託者は、各事業の独自性を損なうことなく、以下に掲げる共通業務を通じて両事業の一体的かつ効果的な運営に努めること。

(1)広報・プロモーションの一体化

ILBHとFORESTの募集・周知活動は、統一的な広報戦略のもとで一体的に実施すること。具体的には以下を想定するが、効果的な手法があれば自由に提案すること。

ア. 両事業を包括するランディングページ(事業の概要や申込方法等をまとめた案内用のウェブページ)やウェブサイトを構築し、対象者が自身に適した事業を容易に判別・申込できる導線进行設計すること。

イ. チラシ、ポスター、SNS等の広報媒体については、両事業を一体的に紹介する制作物とすることで、制作コストの効率化と認知度の向上を図ること。

ウ. 説明会は両事業を合同で開催するなど、参加見込者の利便性と集客効率を高める工夫を行うこと。

(2)運営・支援体制の共通化

両事業の運営体制は、可能な限り共通の基盤のもとで構築すること。

ア. 専門家や支援人材のネットワークを両事業で共有し、ILBHの伴走支援とFORESTの伴走支援の双方に適切な人材を効率的に配置すること。

イ. 事務局機能(申込管理、記録、報告等)は共通の仕組みで運用し、業務の重複を排除すること。

(3)場所・人脈・ノウハウ等の共有

両事業の実施を通じて得られる場所、人的ネットワーク、支援ノウハウ等は、事業間で積極的に共有・活用すること。

ア. 会場・実践の場(施設、空き店舗等)は両事業で共同利用し、確保の効率化を図ること。

イ. FORESTの支援対象者が有する創業経験や事業運営の知見を、ILBHの受講者にとっての学びの機会として活用できるよう、交流の場を工夫すること。

ウ. ILBHで構築された地域協力者・金融機関等とのネットワークを、FORESTの支援対象者にも活用できるよう配慮すること。

エ. 伴走支援や現状調査を通じて蓄積されたノウハウ、好事例、教訓等は、両事業間で共有し支援の質の向上に活かすこと。

(4)伴走支援の連携

ILBH の第 2 部(伴走編)と FOREST の伴走支援は、それぞれ目的と対象者が異なるが、専門家による個別支援という点で共通する。受託者は、以下の観点から両者の連携を図り、支援の質を高めること。

ア. 必要に応じ、両事業の支援対象者が合同で参加できるワークショップや勉強会等を企画し、事業者同士の学び合いを促進すること。

(5)交流会の共有

両事業の交流会やワークショップ等については、可能な範囲で合同開催や相互参加を検討し、多様な段階にある事業者が刺激し合える場を提供すること。これにより、創業準備段階の者と既に事業を営む者との間で、実践的な知見の循環が生まれることを期待する。

5. 市が受託者に期待する役割

受託者は、ILBH および FOREST の双方において、以下の役割を期待する。本条に定める内容は両事業に共通して適用される。なお、本条において「参加者等」とは、ILBH の受講者および FOREST の支援対象者を総称するものとする。

(1)地域資源をつなぎ挑戦を支える伴走支援モデルの構築

- ・中継拠点としての活動：単なる進行役ではなく、参加者等に必要な地域資源を繋ぐ役割を担うこと(手法は自由提案)。
- ・実践の場の開拓：地域の未利用資源を活用し、参加者等が現場で試行錯誤できる環境を提供すること(確保・提供方法は自由提案)。
- ・停滞時の具体的な支援：参加者等の活動が止まった際、精神論で片付けず、手法の理解不足か、環境の制限か、具体的な迷いか等を客観的に分析し支援すること。
- ・安心して挑戦できる環境：他者を否定せず、失敗を恐れずに本音で試行錯誤できる安心・安全な環境を維持すること。

(2)地域社会・専門家との接続

- ・地域協力者の発掘：参加者等の事業と相性の良い人物(過去の修了生や地域の経営者など)を能動的に探し、引き合わせること(手法は自由提案)。
- ・顧客からの評価機会の創出：地域の人や事業者などに実際の顧客として試作品やサービスを

体験してもらい、本音の意見をもらう機会を作ること。

・専門家への相談：必要に応じて専門家に相談できるようにすること。

・地域金融機関との連携：地域金融機関と連携し、事業や資金相談の橋渡し支援をすること。

6. 共通の前提条件

以下の前提条件は、ILBH および FOREST の双方に共通して適用される。各編固有の前提条件は、それぞれの編において別途定める。

ア. 本市と緊密に相談・打ち合わせを行い、各業務を実施すること。

イ. 両事業を統括する責任者を配置し、本市との窓口を一本化すること。

ウ. 現地参加が困難な者には、オンラインでの同時配信やアーカイブなど代替手段を用意すること。

エ. 業務遂行において関係機関、団体、個人等への依頼・調整・交渉等を行うこと。

オ. 交流会およびワークショップの日程・会場は、事業の目的および実施要件に適合するものを受託者の責任において選定し、必要な準備を行うこと。ただし、日程・会場の最終決定については市と協議のうえ確定するものとする。なお、市外の施設を利用することも可能である。

カ. 本業務に必要な費用は全て委託費に含むものとする。

キ. 各業務完了の際は、本市に業務内容と成果を報告すること。

ク. 初回の本市との打ち合わせの際に、両事業の連携を含む全体スケジュールを記載した計画書を提出すること。

ケ. 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシーおよび情報管理体制を整備すること。

コ. 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

第 1 編 IKOMA LOCAL BUSINESS HUB 運営業務

第 1 条 業務名

IKOMA LOCAL BUSINESS HUB(以下「ILBH」という。)運営業務

第 2 条 用語定義

本編における主な用語の定義は以下の通りとする。なお、両事業に共通する用語は総則 2 に定める。

用語	定義
参加者	ILBH の受講を予定する市内外の者。ILBH に興味をもって、説明会に参加したり、ウェブサイトを読覧したりするなど、受講に向けて何らかの行動を起こす者を指す。
市内参加者	生駒市民、市内の既存事業者、市内の通勤・通学者。
受講者	参加者のうち、選考を経て ILBH のワークショップ(第 1 部または第 2 部)を受講する者。
第 1 部(基礎編)	全受講者対象の前半プログラム。実践的な考え方と行動様式の習得を目的とする。
第 2 部(伴走編)	第 1 部からの選抜された受講者を対象とした後半プログラム。現場での実証と伴走支援を通じて事業を形にする。

第 3 条 目的

本市では、地域資源を活かした事業者の持続的成長を支援している。ILBH は以下の 4 つを目的とする。

- (1)参加者を募集し、「しなやかな進め方」の習得を支援することで、市内に根付く事業者を継続的に生み出すこと。
- (2)参加者が互いに助け合いながら事業を形にする「共に育み、共に創造する」姿勢を地域に定着させること。
- (3)地域課題の解決と自身の事業成長を両立し、環境変化に耐えうる事業者を育成すること。
- (4)地域の協力者や資源と結びつき、市外の需要も取り込むたくましい事業を創出すること。

本事業での取り組みが、参加者自身の事業成長にとどまらず、地域全体のビジネス環境の活性化に結果として貢献することを期待する。

第4条 目標

以下の目標を達成する手法や、各企画の回数・形式は、提案者が自由に設計すること。

(1)参加者の募集と選考

第1部の受講者90名の確保を目指すこと。ウェブサイト、SNS、説明会などを活用した具体的な募集手法と目標数値は、自由に提案すること。

(2)ワークショップの実施

(ア)第1部:実践的な行動計画を策定できるプログラム(全6回程度)を実施し、最終回には参加者が持つプランやアイデアのお披露目の機会を設けること。

(イ)第2部:第2部の受講者10名以上(内、市内参加者5名以上)に対し、2026年9月から2027年2月まで(月1回以上)伴走支援を行い、事業の現場実証を支援すること。事業プランの中間発表や最終発表の機会を設けること。

(3)地域ネットワークの形成

ワークショップ外で、受講者や地域経営者等が交流できる機会を企画・実施すること(回数・形式は自由提案)。

(4)地域資源・関連機関との連携

市内の拠点施設(イコマド等)や金融機関等と連携し、事業化を後押しする企画を実施すること(連携先や内容は自由提案)。

参考情報

※本事業の提案にあたり以下を参照すること。

・第2部の受講者に対して、今年度より受講料を徴収する(市内参加者5,000円、市外参加者10,000円を予定)。なお、受講料の徴収・管理等に関する事務は本市が行う。

・近鉄生駒駅南口からすぐのオフィスビル、「生駒セイセイビル」1階にイコマドの2拠点目がオープンする。新拠点となるイコマド元町では、コワーキングスペースと飲食店経営を目指す方が店舗運営に挑戦できる「チャレンジカフェ」を併設。最大50人規模のセミナーが開催可能なイベントスペースや、超高速ネット回線など最新のICT設備を完備。

・本市と株式会社日本政策金融公庫は、地域課題の解決に取り組む事業者「生駒版ローカル・ゼブラ企業」の創出を促進し、社会課題の解決と地域活性化につなげるため、令和 7 年 6 月 25 日に事業連携協定を締結。ILBH を始めとした創業プログラムを通じて、事業者のアイデアの深掘りから計画策定、資金調達までを一貫して支援している。

第 5 条 設計における基本概念

目標達成に向けた提案者の独自の工夫やノウハウを歓迎する。

(1)募集設計

創業、第2創業、副業及び自社の企業変革などに関心はあるがまだ行動に至っていない潜在的な対象者にも広く届くよう、多様な媒体や独自のネットワークを組み合わせた効果的な募集方法を提案すること。

(2)ワークショップ設計

(ア)以下の実践的な姿勢を体得できる内容とすること。

- ・手持ちの資源を活かす:自身の経験や人脈などの既存資源を起点とする。
- ・損失を限定する:あらかじめ自身がリスクを許容できる範囲(金銭、時間、労力など)で試行を重ねる。
- ・協力して創り上げる:仲間と協力し、一人で抱え込まず互いの得意を持ち寄る。
- ・予期せぬ事態を活かす:予期せぬ事態を活かして道を切り拓き、新たな展開の材料にする。
- ・自らの意思で舵を取る:自ら影響を及ぼせる範囲に集中し、状況に応じて臨機応変に判断する。

(イ)事業の「たくましさ」を養うため、以下の視点を組み込むこと。

- ・自立して事業を継続し、自ら課題を解決する姿勢。
- ・思い込みを捨て、試作品で顧客の事実を確認する行動。
- ・地域の未利用資源を外部の視点で磨き直す手法。
- ・地域外の顧客や市場から収益を獲得する視点。

(ウ)第 1 部は、産業競争力強化法に基づく市の特定創業支援等事業(市区町村が認定創業支援等事業計画に位置づけ、創業者に対し経営、財務、人材育成、販路開拓の知識習得を支援する事業)の証明書発行要件(上記 4 分野の知識を 1 ヶ月以上かけて習得)を満たす構成とすること。

(工)第 2 部は、支援対象者に対する伴走支援を実施すること。伴走支援期間中に、生駒市内で試行や実践をおこなうこと。

(3)交流と連携の設計

受講者の事業推進に効果的な交流会や連携企画を自由に提案すること。

(4)地域特性の活用

地域特性(課題解決、モノづくり、商業、観光など)を活かした活動を見つけられるよう、地域を理解する要素を組み込むこと。

第 6 条 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 7 条 日程

仕事を持つ参加者に配慮した日程(平日夜間や土日の活用など)でスケジュールを提案すること。

(参考)

第 1 部:2026 年 7 月開始から 9 月第 1 週目までの終了を目安に、6 回程度のワークショップを実施することが想定されます

第 2 部:2026 年 9 月中旬から 2027 年 2 月末までを目安に、伴走支援と成果発表を実施することが想定されます

第 8 条 前提条件

総則 5(受託者の共通の期待役割)および総則 6(共通の前提条件)に定める事項に加え、ILBH に固有の前提条件は以下の通りとする。

(1)受講者の選考と支援体制

参加申込時の志望動機等に基づき選考すること。

第 1 部は定員 90 名とし、幅広い世代や属性バランスに配慮すること。

第 2 部は受講者を選考し、適切な伴走支援者を配置すること(選考および人材の選定方法は自由提案)。

第 9 条 修了認定及び証明書発行条件

第 5 条(2)(ウ)に定める特定創業支援等事業の証明書発行要件(経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を 1 ヶ月以上かけて習得)を満たすワークショップの全回に参加した受講者に対し、修了認定および証明書の発行を行う。なお、やむを得ず参加できない回があった場合は、課題の提出等、ワークショップへの参加と同等の効果がある方法により補うこと。

第 2 編 生駒市創業者フォローアップ事業(FOREST)運営業務

第 10 条 業務名

生駒市創業者フォローアップ事業(以下「FOREST」という。)運営業務

第 11 条 用語定義

本編における主な用語の定義は以下の通りとする。なお、両事業に共通する用語は総則 2 に定める。

用語	定義
創業者(本編における)	総則 2 に定義する創業者のうち、FOREST においては平成 28 年度から令和 7 年度までの本市創業塾卒業生、卒業生に加えて概ね創業から 10 年未満の者、事業を起こしたが現在は事業を営んでいない者、又は創業準備中の者をいう。
創業者メール	平成 28 年度から令和 7 年度までの本市創業塾卒業生に対し、本市からメール配信が可能である。配信対象数は約 450 件である。
事業者メール	本市からのメールマガジンに登録している事業者に対し本市からメール配信が可能である。対象者数は約 1200 件である。
伴走支援	総則 2 に定義する伴走支援のうち、本業務ではより事業者の課題解決に資する実務的な支援を行うことが求められる場合がある。

第 12 条 目的

本業務の目的は、創業者が直面しやすい資金調達の不安定さ、売上拡大の困難さ、人材確保の課題、複雑な経営知識の不足、さらには孤独感や精神的負荷といった多岐にわたる悩みや課題に対し、その現状と成長段階に応じた最適な支援を包括的に提供することである。これにより、事業の継続性を高め、創業者が描くビジョンの実現と持続的な成長を支援するものである。

支援にあたっては、単に課題を解消するだけでなく、創業者自身が「しなやかな進め方」を実践し、環境変化に柔軟に対応できる力を身につけることを重視する。また、地域の資源を活かして自立的に事業を継続する「たくましさ」を養い、支援終了後も自ら課題を発見し解決していける事業者へと成長することを目指す。

本事業を通じて事業基盤を安定させた創業者が、地域内で他の事業者を支援する側に回るなど、事業者同士が互いに支え合い成長し合う地域ビジネスの好循環に寄与することを期待する。

第 13 条 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 14 条 業務内容

本業務は、以下の各フェーズにおける活動を網羅的に実施すること。

(1) 創業者の発掘と現状調査および選定(7 月開始、9 月中旬完了を目安)

業務概要: 創業者を発掘し、創業者の現状を詳細に把握した上で、支援対象者を選定する。

ア. 創業者の洗い出しと一覧化

① 市の創業塾経験者(令和元年以前の創業セミナー、令和 2 年以降のいこま経営塾、いこま営業塾、IKOMA LOCAL BUSINESS HUB の経験者)

※契約後、市から受託者に創業塾経験者の情報を共有する。

② 上記①以外の創業者

イ. 創業者に対する周知および勧誘・アプローチの実施

① チラシ・ポスターおよびランディングページによる周知

② 説明会開催による周知

③ 創業者メール及び事業者メールを本市から周知する。受託者は市と協議の上、必要であれば適宜、電話、訪問、オンラインによる勧誘・アプローチを行うこと。

ウ. 現状調査の実施

① 受託者は WEB アンケートフォームを作成し、本市が創業者メール及び事業者メールで配信する WEB アンケートヒアリングを 250 者以上に実施すること。また、上記メールが届かない創業者も回答できるよう、チラシ・ポスター、ランディングページおよび申込フォーム等にアンケートへの URL リンクや QR コードを掲載すること。

② 受託者は市と協議の上、必要であれば適宜、電話、訪問、オンライン、メール等による創業者のヒアリング調査を行うこと。

エ. 支援対象者の選定

- ① WEB 申込フォームを作成して、伴走支援希望者を募ること。
- ② 上記①の希望者から支援対象者を選定すること。

(2)伴走支援(9 月中旬開始、2 月未完了を目安)

業務概要:支援対象者に対する専門家による伴走支援

支援対象者への伴走支援を実施する。以下の伴走支援例を参考に、現地訪問やオンライン等、状況に応じた伴走支援を行う。

伴走支援の実施にあたっては、総則 2 に定義する「しなやかな進め方」を創業者が実践できるよう促すこと。具体的には、創業者が自身の既存資源を起点とし、許容できるリスクの範囲で試行を重ねながら課題を乗り越えていく姿勢を支援する。また、地域資源を活用し自立して事業を継続する「たくましさ」を養う視点を持ち、専門家が答えを与えるのではなく、創業者自身が考え行動する力を引き出す支援を心がけること。

支援分野	支援内容
資金・財務の安定化支援	資金調達戦略策定・実行支援、補助金・助成金活用支援、損益・資金繰りシミュレーションと管理、コスト構造の見直しと最適化支援
売上・マーケティング力強化支援	顧客の絞り込みや価値提案の明確化、デジタルマーケティングや営業戦略の立案・実行、ブランディング戦略を通じた市場での競争力強化支援
経営知識・組織運営・トラブル対応支援	事業計画、法務・税務・労務、採用、リーダーシップ育成を包括的に支援。フリーランス活用、トラブル対応、リスク回避を通じた事業の安定と成長支援
メンタル・プライベート支援	指導や助言によるコーチングを通じた成長支援。ワークライフバランスと自己管理を促し心身の健康支援
技術的支援	研究、開発、生産、品質管理、特許など技術的・法務的支援

(3)ワークショップ・交流会の実施(9 月中旬から 2 月末)

業務概要:ワークショップおよび交流会を通じ、創業者の実践的なスキル向上と人脈形成を促進し、事業の成長を加速させること。

ワークショップの企画にあたっては、総則 2 に定義する「しなやかな進め方」の姿勢を体得できる内容を含めること。特に、仲間と協力しながら互いの得意を持ち寄り、予期せぬ事態を新たな展開の材料として活かす視点を重視すること。また、地域の未利用資源の活用や地域外の顧客・市場からの収益獲得といった「たくましさ」の視点を盛り込み、創業者の事業の自立性と持続性を高める機会とすること。

(4)記録・報告・分析業務

- ア. 現状調査および伴走支援内容を全て記録すること。
- イ. 現状調査の記録は現状調査を実施した日の翌日を起算日とし、7 開庁日以内に報告すること。
- ウ. 伴走支援の記録は伴走支援を実施した日の翌日を起算日とし、3 開庁日以内に報告すること。
- エ. 現状調査および伴走支援の記録は市と協議した方式で行うこと。
- オ. 現状調査および伴走支援の記録を基に分析し最良事例、好事例、教訓、知見、ノウハウ等を抽出すること。
- カ. 現状調査および伴走支援の記録から抽出したものを基に支援事例集を作成すること。

第 15 条 成果物

- ア. 創業者一覧
- イ. チラシ、ポスター、ランディングページの印刷物およびデータ
- ウ. 現状調査記録及び課題傾向の分析結果
- エ. 伴走支援記録
- オ. 支援事例集
- カ. 業務報告書(創業者に対するアンケート結果含む)

※ウ、オについては生駒市ホームページに掲載している(タイトル:令和 7 年度創業支援プログラム支援事例、URL:<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000040823.html>)令和7年度の実績を参考とすること。

第 16 条 目標数値

以下の目標数値を設定する。なお、創業者への周知・勧誘・アプローチに関する具体的な手法や目標数値(説明会の回数、チラシの部数、ポスターの掲示箇所数、勧誘・アプローチの対象者数等)については、提案者が自由に設計・提案すること。

業務	目標項目	目標数値
現状調査および選定	WEB アンケート回答数	80者
伴走支援	支援対象者数	20 者以上
	伴走支援数	延べ 60 回以上
ワークショップ・交流会	ワークショップ開催数	1 回以上

業務	目標項目	目標数値
	交流会開催数	1 回以上

第 17 条 前提条件

総則 5(受託者の共通の役割と姿勢)および総則 6(共通の前提条件)に定める事項は、FOREST にも適用される。これらに加え、FOREST に固有の前提条件は以下の通りとする。

ア. 創業者が支援を受けやすい環境を十分に整え、心理的な障壁を取り除き、円滑に支援を提供すること。

イ. 現状調査および伴走支援を通じて把握した創業者の課題傾向を、ワークショップや交流会の企画に反映すること。

附則

第 18 条 市の施策全体における本事業の位置づけ

本事業(ILBH および FOREST)は、総則 3 に記載のとおり、本市が進める地域ビジネス支援施策の創出段階に位置づけられる。本事業の受託者に対し、発展段階の施策に関する特別な知識や過去の実績を求めるものではない。

ただし、本事業の一体的な運営を通じて得られた創業者の成長記録、支援のノウハウ、地域のネットワーク等は、市の施策全体の発展にとって貴重な資産となる。そのため、受託者には以下の点について配慮を求める。

- (1) 伴走支援や現状調査等の業務記録を適切に整理・保管し、市への引継ぎが円滑に行えるようにすること。
- (2) 事業を通じて構築された創業者間、支援者、地域関係者等のつながりが、事業終了後も活かされるよう配慮すること。
- (3) 両事業の一体的運営を通じて得られた共通業務の運用実績や改善提案を業務報告書に含め、今後の事業運営の改善に資する知見として整理すること。

第 19 条 その他

本仕様書に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。